

●は必須
○は該当の場合

★農地法第4条・第5条許可申請添付書類★

チェック欄

☐

● 位置図 1/10,000と1/2,500の両方(都市計画課で白地図を購入、住宅地図不可)

● 土地登記簿謄本(6ヶ月以内のもの)(全部事項証明書)

※譲渡(貸)人において相続登記が完了していない場合は、真正な権利者であることの確認ができる書面

※1年以内に面積の更正、合筆、分筆等を行った土地について申請する場合は、分筆等された他の土地の土地登記簿謄本(写しでも可)も添付

☐

○ 住民票記載事項証明書〔市外者および登記簿住所と異なる場合〕(6ヵ月以内のもの)

☐

○ 法人の場合、定款もしくは寄付行為の写しまたは登記事項証明書

☐

● 転用事由詳細説明書(参考様式B1または参考様式B2) ※B2 資材置場等建築物が無い場合

☐

● 誓約書(一般用および資材置場、駐車場等用)

☐

● 字限図(法務局備え付けの公図の写し、里道一赤・水路一青・申請地一黄色で着色)

☐

● 隣地関係図(隣接する土地の地番・登記地目・現況地目・所有者名・耕作者名を明示したもの)

☐

● 隣地承諾書(参考様式E、隣接農地の所有者・耕作者)

☐

● 隣接地所有者一覧表(別紙様式)

☐

● 地区農業委員の現地確認書

※農業委員の現地確認書はすべての書類を整えた後、コピーしたものの1部を農業委員に提出し内容を説明してください。

☐

○ 賃貸借の場合、賃貸借契約書等

☐

○ 小作地の場合、農地法第18条第6項の合意解約通知書

☐

○ 土地改良区域内の場合は、土地改良区が発行する意見(同意)書

☐

○ 土地改良区域内で、換地登記がまだ(一時利用指定)の場合

(注意:野洲川下流土地改良区域内の農地は事前に改良区との相談が必要。)

・一時利用指定通知者の写し、非農用地用途証明書、異種目換地事前指定通知の写し、換地確約書

☐

○ 仮登記、抵当権、根抵当権、差押、仮処分等の権利が設定されている場合

⇒ 権利者の同意書(所有権移転の場合は、権利者の抹消承諾書)

☐

○ 地役権が設定されている場合

⇒ 地役権者の同意書(地役権を侵す恐れのないことが明確な場合は、この限りではない。)

☐

● 土地利用計画平面図、造成計画平面図(含排水計画)、断面図〔S=1/100ないしS=1/500〕

☐

● 予定建築物の配置図、平面図、立面図

☐

● 資金関係

・転用事業に係る工事見積書

・資金証明書(銀行残高、融資証明書およびローン等申込み事前受付通知書等)

☐

○ 都市計画法の開発許可の場合 ・開発許可書の写し

※都市計画法の開発許可または市開発指導要綱の適用を受ける転用の場合の注意

開発許可の場合 ⇒ 開発許可本申請時(※ただし、毎月15日締切り注意)

市開発指導要綱の適用を受ける転用(資材置場、駐車場等)の場合

市開発事業同意申請時(※ただし、毎月15日締切り注意)

☐

○ 委任状(任意様式)(申請を行政書士などに委任する場合)

☐

○ その他農業委員会が指示する書類

以上 各1通添付 ●は必須

☐

※「農家住宅の場合」

・農業者基準1号該当⇒現在の住居の位置図、現住居の利用計画・処分方法を明確にした書面

・農業者基準5号該当⇒戸籍謄本、相続関係図、固定資産評価証明書、住民票(本籍記載のないもの)、農業を営む旨の誓約書、他産業に従事している人は在籍証明書

★ 毎月15日(閉庁日の場合はその翌日)締切りです。

★ 転用目的や申請内容により、農地法と調整を要する関係法令がある場合、原則、関係法令と同時許可になります。